

台風第22号災害被災者の 皆さまへの生活支援窓口

支庁窓口の
ご案内

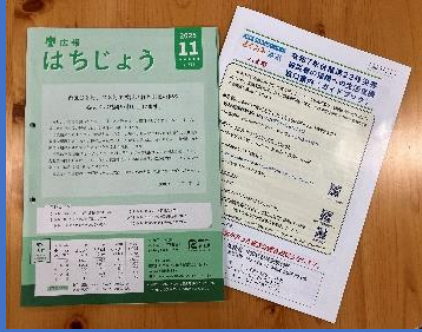
生活困窮者自立支援

生活保護

総務課福祉担当 ☎2-1112

都税の特別措置

総務課税務担当 ☎2-4511



詳細、その他支援内容については広報
はちじょう11月号折込みの「令和7年
台風第22号災害被災者の皆様への生活
支援窓口案内 (ガイドブック)」を
ご覧ください！

昨年十月に八丈町、青ヶ島村を襲った
台風第二十二号、二十三号により被災され
た方に心よりお見舞い申し上げます。
発災以来、都として復旧の取組を進めて
まいりました。引き続き島民の皆さまのご
意見を伺い、町村や関係機関とも連携しな
がら、復興の歩みを進めるために職員一同
一丸となって取り組んでいく所存です。
皆さまのご理解、ご協力を賜りますよう
お願い申し上げ、新年のご挨拶とさせてい
ただきます。

八丈支庁長 本間 和人

新年のご挨拶



年度末は異動の時期。 自動車を誰かに譲ったり、廃車にしたり、 引っ越し先に持っていく場合、要チェック！

管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で以下の手続きをお済ませください



自動車税種別割は、毎年**4月1日現在**、自動車検査証(車検証)に記載されている
所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に**課税**されます。
上記の手続きがされない場合、前の所有者に課税されることになります！

運輸支局等での手続きが遅れる場合は、**主税局HP**で納税通知書の
送付先変更を行うか、東京都自動車税コールセンター
(03-3525-4066)まで納税通知書の新しい送付先の住所を
お知らせください。支庁窓口でも受け付けています。

※「**軽自動車**」については手続きが異なりますので、**軽自動車検査協会又は町村役場へ**お問い合わせください。

総務課税務担当 ☎2-4511



⚠️**注意**⚠️

都税の納税証明
(法人の方向け)

本人確認書類として
健康保険証が使えなくなります！

令和7年12月2日より都税に関する証明等申請について
従来の健康保険証は本人確認書類として認められません。
なお、申請者(窓口に来られる方)によって必要書類が
異なります。

詳細は支庁の風Web版をチェック👉👉👉

総務課税務担当 ☎2-4511

実証期間
残りわずか！

八丈島
スマートモビリティ
サービス
実証事業

2025.07.01 から順次開始
2026.01.31 まで運行します！

※運行期間を短縮する可能性があります

支庁の風 Web版はこちらから



編集
後記

昨年10月に、八丈島・青ヶ島を台風第22号、23号が
襲いました。被災後も休まず動いている町村役場の皆さま
や、ボランティアの方々の活動などを目の当たりにし、
島の方々の強さ、温かさを強く感じました。完全な復興
まではまだまだ時間はかかるとは思いますが、私も八丈島・
青ヶ島の早期復興のために全力を尽くします！

東京都島しょ

X (旧Twitter)



R270

リサイクル推進性(A)



発行 東京都八丈支庁総務課
〒100-1492 東京都八丈島八丈町大賀郷2466-2
電話 04996-2-1111 FAX 04996-2-3601 印刷番号 1

この広報誌には、音声コードが各ページ右下、又は
左下に印刷されています。



復興に向けたあゆみ



令和7年台風第22号、23号で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
八丈島、青ヶ島の日も早い復興を目指し、東京都としても取組を進めています。

八丈島



▲給水車が島内を巡回し、仮設給水槽へ水を補給する様子



▲登龍道路にて、崩落した土砂・倒木の撤去を実施



▲罹災証明書の発行を行う様子



▲水を運搬してきた海上保安庁巡視船「いず」等の港への受入を実施



▲末吉地区でドローンを活用した被害状況の確認や復旧現場での対応を行う様子



▲住家被害認定調査を行う様子



▲漁業調査指導船「みやこ」・「やしお」が、漁業再開に必要な氷を作るための水の運搬を実施
※上記写真は「みやこ」着岸時



▲農業への影響の確認のため、農道やビニールハウスの被害状況の調査を実施



▲八丈町の職員とともに支援物資の搬入を行う様子

青ヶ島



▲支援物資のブルーシートが到着し、島民への配布準備を行う様子



▲青ヶ島の被害状況を確認する現地調査を実施



東京都防災X
(旧Twitter)
@tokyo_bousai



東京都水道・
下水道X
(旧Twitter)
@tocho_suido

都の活動状況など情報発信中です

本人確認書類として健康保険証が使えなくなります！

令和7年12月2日より都税に関する証明等申請について従来の健康保険証は本人確認書類として認められません。
 ただし、資格確認書は本人確認書類および法人の従業員の確認（法人名が確認できる場合のみ）として使用することができます。



都税の納税証明（法人の方向け）

申請者（窓口に来られる方）によって必要書類が異なります。

- ◆代表者の方：申請書、本人確認書類（注1）
- ◆従業員の方：申請書、本人確認書類、従業員証（注2）
- ◆代理人の方：申請書、本人確認書類、委任状

（注1）本人確認書類は、運転免許証やマイナンバーカード等をご用意ください。原則として写しをとらせていただきます。
 （注2）従業員証は、法人名及び従業員氏名が確認できるものをご用意ください。
 マイナポータルの雇用保険適用情報の画面提示（法人名が確認できる場合のみ）でも問題ありません。
 所属する法人名が確認できる書類がない場合は、代理人として申請してください。
 ※マイナポータルの健康保険証情報の画面提示は認められません。

申請書、委任状の様式は、支庁窓口又は[主税局HP](#)にて取得できます。
 詳細は、主税局HP「[納税に関する証明](#)」をご確認ください。

台風第22号災害被災者の皆さまへの生活支援窓口

支庁窓口の
ご案内

生活困窮者自立支援

総務課福祉担当 ☎2-1112

「生活困窮者自立支援法」に基づき、支援を受けられる場合があります。他の専門機関とも連携しながら、支援プランを作成します。内容は下記の通りです。

＜支援内容＞

自立相談支援事業 / 住居確保給付金の支給 / 就労準備支援事業 /
 家計改善支援事業 / 就労訓練事業 / 子どもの学習・生活支援事業

生活保護

総務課福祉担当 ☎2-1112

「生活保護法」に基づき、最低限度の生活が送れるよう、暮らしに必要なお金や医療を受けられる場合があります。

都税の特別措置

総務課税務担当 ☎2-4511

災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、不動産取得税、個人事業税等の都税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。

詳細、その他支援内容については広報はちじょう11月号折込みの「令和7年台風第22号災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドブック）」をご覧ください！

